

母権的ロマン主義の比較思想的受容史

——バハオーフェン、イエーリング、ヴェーバー——

山口 廸彦

一 はじめに

思想の比較は、必ずしも二人の思想家の異同を論じることにつ
きるものではない。比較思想は、〈時間—空間—関係〉の多元的
な考察によって更に実り多きものとすることができる。ニーチェ
とともにニーチェに先んじてディオニソス神を発見したスイス・
バーゼルの控訴裁判所の刑事裁判官バハオーフェンの『母権論』
は、ロマン主義的な元型的思维として近代社会哲学の大きな底流
を成している。

マンフレッド・リーデルが最近ニーチェ研究において指摘した、
實在論的、社会主義的歪曲は、バハオーフェン『母権論』につい
ても言いうることであり、ナチズムとスターリニズムとにおいて
理論仮説としてではなくて古代父権制社会に先行して母権制社会

が普遍的に存在するかの如く十年前の社会主義社会の崩壊までま
ことしやかに説かれてきたのであった。ダーウインの進化論、マ
ルクスの剰余価値学説とともに、キリスト教に対するオルタナ
ティブ理論たりえたバハオーフェン『母権論』は、古代宗教観念
の象徴性を指摘しえた『古代人墳墓象徴試論』とともに近代の神
話学、歴史学、文学、法哲学、精神分析学、図像解釈学、都市論
フェミニズムなど、驚くほど多方面に暗示的、明示的に受容され
てきた。

本稿では、バハオーフェン、イエーリング、ヴェーバーという
三人の巨匠が、いずれもローマ法学に発しながらも狭隘な学問領
域を乗り越えて学際的領域において活躍するに至りつつも、なお
ロマン主義的思维に対する関心を共有していることを、『母権論』
を基軸として立証し、前二者がブルクハルトやニーチェとともに

パーゼル對抗文化のなかで思想を共有してきたこと、そして、従来ロマン主義の批判者としてのみ見られてきたヴェーバーの遺著『経済と社会』がバハオーフェン、イエーリングの強い影響下において成立したことを社会哲学の面から考察する。本稿は二〇〇〇年十二月の比較思想学会東海支部における報告「日本に漂着したエラスムス」に連続する報告である。

啓蒙主義の崩壊が様々の局面において政治的、経済的、軍事的、文化的に露わになりつつある今日、制度においても思想においても反啓蒙主義の視点からの再検討が不可避となりつつある。バハオーフェンに始まる母権的ロマン主義の流れは、そのための基礎的な座標軸になりうると、考える。

例えば、学会誌『比較思想研究』（第二七号）掲載の諸論文¹⁾を上記のような視点から一瞥してみると、そのほとんどが母権的ロマン主義との関係を秘めていると言える。ヘルダーはヴィコやゲーテ、ハーマンとともにバハオーフェンに先行するドイツ・ロマン主義の潮流の中にあつたし（坂部論文、特集のテーマ「仏教とキリスト教」は、バハオーフェンがニーチェと共有した問題関心であつた（岸、八木、氣多論文。自然的宗教、ヨーロッパ科学思想、ソシユール言語論（後藤、千田、上田論文）なども直接にバハオーフェンの著述に係わる課題である。『比較思想研究』（第二七号別冊、二〇〇〇年）においても事情はほぼ同じである。エルンスト・ブロックは『自然法と人間的尊厳』の中で、バハオーフェン

に関する一章を設けており、「東洋と西洋の比較」はバハオーフェンのアンソロジーのタイトルにほぼ同一であるし、柳田国男の民俗学は判事・佐喜間興英の『女人政治考』への序文を介してバハオーフェン研究に連なっており、祖先崇拜における「孝」は、バハオーフェン、イエーリング、ヴェーバー、クラランジェ、穂積陳重らの親孝行理論史に係わるものである（小河、太田、荒木報告）。

二 問題の所在と仮説の設定

パーゼルを終焉の地としたオランダ・アムステルダム出身のエラスムス・デシデリウスの肖像画は、パーゼル出身のデューラーやホルバインによるものがよく知られているが、近代のパーゼルは、ヤーコブ・ブルクハルト、ヨハン・ヤーコブ・バハオーフェン、ルドルフ・フォン・イエーリング、フリードリッヒ・ニーチェ、カール・グスタフ・ユング、カール・ヤスパーズ、アドルフ・ポルトマンなど、世界の学問の基軸をゆるがした多くの独創的な思想家を輩出した。エラスムス以下パーゼルの知識人の特徴は一言でいうとギリシャ・ローマの古典を重視する反近代主義的な人文主義（フマニスムス）である。さらに、実証主義的な近代科学への強い不信任がその流れの底部にある。彼らは、進化論的な発達史観ではなくてニーチェに典型的な循環論的歴史観や、バハオーフェン、イエーリング、ユングに見られるようなロマン主

義的な元型的思惟を共通の基盤としている。近代先進諸国の学問のほとんどが、マルクスの『経済学批判』（二八五九年）とダーウィンの『進化論』（二八五九年）の強い影響を受けて、科学的実証主義や発展史観へと通俗的に墮落していったのに対し、バーゼルの独創的な知識人層はバハーフエン『母権論』（二八六一年）に見られるように、反近代、反科学、反アカデミズム、小クライス運動の方向を採った。バーゼルのロマン主義は、同じドイツ文化圏にありながら、ベルリンやミュンヘンの大規模なアカデミズムが進んだ途とは明確な一線を画しつつ、それでいて世界各地の小クライス運動の中でその精神は受容され今日まで延々と生き続けてきた。たとえば、現在でこそ、イエーリングは近代ドイツ法学上サヴィニーと並び称される大法学者と認識されているが、当時は『ローマ法の精神』も『法における目的』も、その頃アカデミズムの中で有力であったヴィントシャイトたちからは理解されることはなかったし、バハーフエンも生前中のみならず死後四十年に至るまで顧みる者もいなかった。バハーフエンが刑事裁判官へ転出したあとのバーゼル大学ローマ法担当教授のポストに二人目として就職したイエーリングはバハーフエンと個人的にも親しかったが、遺著『インド・ヨーロッパ人前史』（二八九四年）で母権に言及しながらもバハーフエンの名前を明記してはいない。このことから当時バハーフエンの名前をはっきりと引用するのは気がひけるほど彼の名は黙殺されていたと思われる

る。彼ら全体はあくまでも在野の著述家に踏みとどまりながら、アカデミズムの科学をそれぞれの分野で大きく乗り越えていった。アカデミズムの中に身を置いたブルクハルトはバーゼルを出ることとはなかったし、ゲッチンゲン大学ローマ法担当教授のアカデミシャンとして急逝したイエーリングも友人への手紙の中で「大学教授をやめて著述に打ち込みたい」と述べている。ニーチェやユングもアカデミズムの外部で一生を送ったし、ヤスバースも重篤な神経症に悩んだマックス・ヴェーバーの主治医たる精神分析医が本業だった。またこれらの思想家たちは各々に個人的にも親しい友人関係として小クライスを形成していた。ブルクハルトとバハーフエンは親友であったし、バハーフエン、イエーリング、ニーチェはバーゼルの小都市の中で交際があつた。ユングはブルクハルトとバハーフエンの二人が連れだって散歩しているのを幼児期に目撃したことがあると『自伝』に録している。そしてユングの祖父はブルクハルトやバハーフエンの同僚であつた。要するに彼らは、ドイツの大規模な大学アカデミズムの主流には背を向けながら、バーゼルというまことに狭い小都市の中で相互にロマン主義的な創造的精神を共有し合い、元型的思惟を各々の領域で展開していった。その結果、ブルクハルトはイタリア文化、ギリシャ文化、小国家存立の要件を発見し、政治・宗教・文化という歴史の三要素を考察し、バハーフエンは古代人の墳墓の墓碑が古代人の觀念を象徴するものであることとローマ以来の父権

制社会に先行する母権制社会がリュキア民族などに存在したことを見出した。イエーリングは、バンデクテン法学を概念法学にすぎないと批判し因果関係に並立する目的律を法的世界の原理として発見し最晩年にはインド・ヨーロッパ人の原郷問題の解明に取り組んだ。ニーチェは近代のキリスト教原理が生る墮落の原因であることを指摘し、ユングは師フロイトと訣別しながら集合的無意識を発見した。彼らの理論の多くは、彼らの生存中こそ無視されたが、やがてパーゼルを發しヨーロッパ全土へ、そして、世界各地へ広まっていた。それは、消えなかったか見えな残りの火がやがて大きな火焰となつて学問の荒野へ燃え広がっていく様に似ている。ブルクハルトの文化史学・歴史哲学は、すでに生存中に名声を獲得し、遠く日本の下村寅太郎、藤田健治、野田宜雄にまで読み継がれていったし、バハオーフェンの古代人墓碑象徴論と母権論は、クラージェス、リルケ、ヘッセ、トーマス・マン、カール・ケレニ、ヴァールブルク学派、フランクフルト学派、ボアスやミードの文化人類学、キャンベルの神話学、マンフォードの都市論、オルテガ・イ・ガセの哲学、クローチエの歴史哲学、ヴェーバー夫妻の家族論など、枚挙にいとまのないほど多数の欧米の代表的な思想家に受容されていき、日本では判事・佐喜間與英の沖繩学、鈴木拙の禅学、河合隼雄の臨床心理学、上山安敏のヨーロッパ思想史学にまで及ぶ。ニーチェ、ユングの世界的受容は周知のとおりであり、ニーチェを知らない哲学者、ユングを

知らない心理学者は頑迷なスターリニスト型マルクス主義者はいざ知らず、一人もいないといつて良いほどである。そしてニーチェとユング自身もバハオーフェンから直接に影響を受けているのであって、二十六歳でパーゼル大学附属高等学校古典学教授に配属されたニーチェは十年間滞在したパーゼルで年長のバハオーフェンと様々な交渉の中でディオニソス神を見出しその後の思考の準備をしキリスト教のアルタナティーベたりうる哲学的体系構築へと向かっていた。バハオーフェンの推薦を得てパーゼル大学法学部ローマ法教授の跡を襲ったイエーリングは、概念法学に対抗して、ヘック、オエルトマン、リュメルンらの利益法学、カントロヴィッツ、フックスらの自由法学、エールリッヒの法社会学、パウンドの社会工学などを生み出し、権利利益説、契約締結上の過失 (culpa in contrahendo)、占有論、所有権の絶対性の社会的制限論など民法学はもとより、メルケル、リストらの新派刑法学のための刑法理論を生み出していった。イエーリングの名を知らない法学者はまずいないが、彼の死亡を前に日本の明治天皇が彼に勲二等旭日重光賞を授与した際には、明治憲法成立に關与した伊藤博文、金子堅太郎、検事総長・三好退蔵、西園寺公望、榎本武揚までがイエーリング叙勲の可否を検討しているなど遠い極東の小国にまで影響を与え、日本において明治以来四十冊近い邦訳書が刊行されてきたほど著名である。イエーリングの著作は、ニーチェ、ヴェーバー、テンニースなど法律学以外の領域の思想

家たちにも影響を与えてきた。イエーリングとバハーフエンの親交については今日ほとんど知られていないが、ツヴァイゲルトの比較法学、カール・ラレンツの民法学、フランツ・ヴィーアカーのヨーロッパ法学史、ヴォルフガング・フィケンチャールの比較法思想史、シェーンフェルトの法哲学、エルンスト・ブロッホの法哲学など、戦後ドイツ法学に至るまでローマ法学者バハーフエンの影響はイエーリングとともに永続している。

本稿は、バーゼルに発する独創的な知識人層のなかからバハーフエン (Johann Jakob Bachofen, 1815-1887) に注目し、その古代人墳墓象徴論と母権論の世界的受容史を対抗文化論との係わりにおいて観察することによって一定の理論史上のバースベクトタイプを切り拓くことを目的とする。こうした作業を通じて立証を試みようとする仮説は次の諸点である。

一、バハーフエン受容理論史は母権論のみに至少化されるものではなく、ローマ法学、自然法理論史、古代学、象徴理論、神話学など、より広巾な学問領域において認識されるべきであること、

二、バハーフエン受容史は、空間的支持をヨーロッパ対抗文化において見出ししてきたこと、したがって欧米のクライス運動の展開史においてはじめて十全に把握されること、

三、バハーフエン理論は、小規模クライスに適合した反アカデミズム、反実証主義、反科学主義、それゆえに反啓蒙的ロマン

主義を基調としていること、

四、したがってラフィットウらの母権理論前史を継受してバハーフエンが提起した父権制に先行する母権制の存在を普遍主義的に理解することは誤りであって、父権制に先行する母権制の普遍的存在は否定されること、

五、このためフェミニズムの立場から、父権制の打倒を通じて母権制の復活を主張することは誤りであること、

六、ナチズムの主張する、女性原理を否定したインド・アリア人的男性原理の普遍的存在も、誤りであること、

七、スターリニズムの主張する、父権制に先行する母権制の普遍的存在も誤りであること、

八、バハーフエン受容理論史は、このようなナチズム、スターリニズム、グローバリズム、フェミニズムなどの啓蒙主義的なイデオロギー的歪曲への批判を通じて理解されるべきこと、そしてバハーフエン母権論は存在論としてではなくて認識論として理解されるべきこと、

九、バハーフエン理論の形成史は、テオドール・モムゼンの実証主義的歴史学方法論との対決を直接の契機とし、ブルクハルト文化史学、イエーリング法学、ニーチェ哲学などとの係わり合いの中で女権論から母権論へと展開されたこと、

十、バハーフエンの母権的ロマン主義の受容史は、ヨーロッパ対抗文化を空間軸として観察すると、スイス（バーゼル、ベル

ン、チューリッヒ、アスコナ、ボーリンゲン)、ドイツ(ミュンヘン・シュワービング、ハイデルベルク、ライプツヒ、ベルリン、ゲッティンゲン、ワイマール)、オーストリア(ウィーン、ブラハ、ザルツブルク)、フランス、イタリア、ギリシャ、バスク、スペイン、ギリシャ、モロッコ、エジプト、アフリカ、スウェーデン、イギリス、アメリカ、オーストラリア、オセアニア、イスラエル、ポーランド、ソヴィエト、中国、日本などへの世界的広がりを有した空間における受容とその対応思想が観察されること、

十一、このような実に見くべき広い空間的展開をもつバハオーフェン受容史の全体像が今日まで未知であった理由は、ナチズム、スターリニズム、グローバリニズム、フェミニズム等の啓蒙主義によるバハオーフェン理論に対する母権論的歪曲化と実在論的歪曲化とに原因があったこと、それは、ちょうどニーチェ哲学受容史の十全な理解がDDR(東ドイツ)崩壊によりようやく今日開始されはじめたのと同様に、スターリニズム型社会主義国家の自己崩壊によって人文・社会理論全領域における社会主義的「科学」理論的方法的崩壊という事態を通じて可能となったこと、などである。

驚異的に広巾な受容史の実態にわけ入るためには、上記のような客観的な歴史的状况の変化の他に、さらに、研究者側の主体的条件も必要となろう。たとえば、シュワービング対抗文化に対す

るバハオーフェンの影響を知るために必須であるアルフレッド・シュラーやフランチスカ・ツ・レーヴェントローなどの著作をすべて所蔵している大学図書館は今のところ日本にはないし、クラーゲスとともにバハオーフェンの喧伝に資するところの大であったベルヌーリやムシュクの著作も容易には接しがたい。したがって、広くヨーロッパ中に文献を収集することが必須となろうし、受容史の空間的広がりに対応するためにはドイツ語を中心とするヨーロッパ各国語の知識も必須となろう。さらに、バハオーフェンがローマ法学者、刑事裁判官であったことからすれば、法学のデントバイゼに習熟しておくことも求められよう。だがさらに、受容史が多様な学的領域に及んでいることからすれば、ローマ法学を始めとする伝統的法律学の狭隘な専門領域に固執するのではなくて、逆に自ら進んでゼネラリストたること、が他方では必要となる。いわば、「魂のない専門家」(ヴェーバー)ではなくて、創造的学問の精神が要求され、スターリニズムやフェミニズムに「一辺倒」(保田與重郎)に帰依して他を排除する普遍主義的啓蒙主義ではなくて、強靱な批判的精神を兼ね備えた寛容なローマ主義的精神に立脚することが求められると考える。

三 バハオーフェンと

母権的ロマン主義受容史

パーセルの有力なりボン織物業を営むバハオーフェン家の第十

一代当主たる長男であつたヨハン・ヤーコプ・バハオーフェン（一八一五—一八八七年）は、学問に一生を献げた。彼は、パーゼル・ギムナジウムを優秀な成績で終え、早くから傑出した才能はすでに少年のころから彼が将来優れた学者となることをあらかじめ運命づけていた。ギムナジウム卒業試験を終えたのち、バハオーフェンは、パーゼル大学、ベルリン大学、ゲッテンゲン大学で法学を学び、一八三七年パーゼル大学で博士論文の審査にパスした。博士の学位を得たのちもさらに法学研究を進めるため、パリ大学、オックスフォード大学で講義を聴いた。一八四一年、二十六歳でパーゼル大学法学部ローマ法担当教授となつた。だが新聞が若年教授就任をめぐるゴシップを書きたてたため嫌気がさして彼は二年でこの教職を辞任し、その後は一貫して控訴裁判所所長（*Satthalter des Appellationsgerichts*）を勤めた。彼は学界全体の専門家たちによって、高名な法律家として名声を得たが、たぶんそれは少なくとも文筆活動のためではなかつた。彼の法律学上の著作のうち最も著名なのは、『ローマ債務法』（パーゼル、一八四七年）と『母権論』（シュットガルト、一八六六年、第二版はパーゼル、一八九七年）である。その後、彼は特に好んでローマ・ギリシャ考古学の研究に向かい、この目的のためにフランス、イタリア、スペイン、ギリシャへあまたの旅行を行つて、まもなくこの領域でバイオニア的な研究者となつた。その後の著作としては下記を挙げることができる。

『古代人墳墓象徴試論』（パーゼル、一八五九年）

『古代の宗教における熊』（パーゼル、一八六三年）

『タナキルの伝説——ローマとイタリアにおけるオリエンタリズムに関する研究』（ハイデルベルク、一八七〇年）

『古俗便り——とくに最古の親族概念の認識のために』（シュトラスブルク、一八八〇年、第二巻は一八八六年）

『ローマの墳墓の説明——および主として家蔵コレクションの若干のその他の墓碑』バハオーフェンの未亡人と息子による編集（パーゼル、一八九〇年）

彼はこの大きな成果をもってモムゼンに反論を展開したのであつたが、さらに歴史研究の領域へ踏み入りたいと思うようになった。彼はゲルラッハ教授と共にローマ史の編纂を企てたが、これは残念なことに完結しなかつた。さらに彼は、多くの場合、墳墓象徴学に関連する花瓶、墳墓の説明、その他の考古学的美術品の蒐集についてもヨーロッパ中から名声を享受した。

彼の存在全体の強い明確な独立不羈の性格のため彼は型にはまつた政党的な言動が嫌いであつたので、バハオーフェン教授は、つねに政治生活からは身を遠去けた。けれども、他方、彼は、多年にわたり、フランス教会の長老を勤めた。バハオーフェン教授は一八八七年十一月脳卒中の結果死去した。

音楽家バッハの家系は幾世代にも亘つて音楽の天才をもたらし、たことで有名である。しかしこのような例は芸術家以外には稀れ

である。近代法学の樹立者であるルドルフ・フォン・イェーリングの家系も、オスト・フリースランドのアウリッヒに連綿と続いた弁護士・行政官僚の家系であるが、ヘルマン・コーンリングとその玄孫であるルドルフ・フォン・イェーリングの二人のみが、大学者となりえた。バハオーフェンの家系は、リボン製造業を基調とする富裕な商人階級であるが、教授バハオーフェンのみが一人だけ大学者となりえた。マックス・ヴェーバーの家系がドイツ国内外の政治生活と深く係わるアカデミズムに連なりながら、他方で近代社会の悲劇的な精神病理をも体現しつつ弟アルフレッド、妻マリアンネ、愛人エルゼ、父ヴェーバーなどがことごとくアカデミシャンか政治家であつたのに対して、バハオーフェンは学者ではあつたが、アカデミズムに所属しないフリーランズの在野研究者であつた。バハオーフェンは、ブルクハルト、ニーチェ、イェーリングなどと親交があつたが、彼らは自らの著作において母権に言及する際にもバハオーフェンの名前に明確に言及することを控えたのであつた。その理由は、バハオーフェンが当時アカデミズムの内部ではいまだ認知されないフリーランズの無名の研究者であつたからである。

思想史の研究は、その思想の形成史を中心に、形成に先立つ環境的前史および理論的前史、形成に後行する影響史・受容史の三領域が時間的に想定される。そして、前史、形成史、受容史は時間の上を単線的に流れていくのではなくて、実際には文化形成と

係わり合いながら、各々に、一定の空間的、場所的な位置を占めつつ変容し継受されていくものである。母権的ロマン主義の出发点を一八六一年のバハオーフェン『母権論』出版の年とすれば、いくつかの前史とおびただしい受容史を見い出すことができ、これをもつて母権的ロマン主義の一応の時間的、空間的な概観を得ることができる。

このような広がりをもつ母権的ロマン主義受容史は、小クライス運動として展開されたトレイガーたちの関係性に注目すると、シュワングの宇宙創造論クライス（一八九三—一九三三年）、アスコナのモレテ・ヴェリタ・クライス（一九〇〇—一九二〇年）、エラノス・クライス、ボーリンゲン・クライス、ヴァールブルク・クライス、フランクフルト・シュレーなど、が連続してあらわれており、さらに、これらロマン主義的潮流に対抗して、「科学的合理主義」を標榜するマルクス主義や、アーリア男性原理に基づくナチズムなどが対抗思想としてあらわれている。

四 イェーリングとヴェーバー

ニーチェに先んじて、また、ニーチェと同じように二十歳代でバーゼル大学教授に就任したバハオーフェンは、若くして教授に就任したことに對するジャーナリズムによるゴシップに嫌気がさして、二年間で職を辞し、のちは刑事裁判官としてくらしつつ、在野の研究者として次々に研究を発表しながらも死後四十年間認

められることはなかった。このポストに、バハオーフェンの推薦を得て、ベルリンからバーゼルにやって来たのは、イエーリングであった。今日、バーゼルには両者の書簡七通⁽²⁾が存在しているが、イエーリングのバーゼル大学滞在も一年と短く、その後、イエーリングは、ロストック、キール、ウィーン、ゲッチンゲンと移動していく。イエーリングが晩年に至るまでバハオーフェンを忘れることのなかったことは、遺著『インド・ヨーロッパ人前史』の中で、母権論に言及していることから明らかである。他方、マックス・ヴェーバーとマリアンネ・ヴェーバーも、アスコナ⁽³⁾のモンテ・ヴェリタと係わり、マリアンネの名著『性発展における母とミセス』ではエンゲルスの共産主義的家族理論、オットー・グロス⁽⁴⁾（マリアンネ編集によるマックス・ヴェーバーの伝記中のX氏）のエロスの解放理論とともに、バハオーフェン母権論が克明に批判されている。バハオーフェン、イエーリング、マックス・ヴェーバー、マリアンネ・ヴェーバーの共通の学問領域は（ローマ法学）にあった。バハオーフェンとイエーリングの著作はほとんど顧みられることなく今日に至っているが、他方、ヴェーバー研究は盛んであるかの外観を呈している。

しかし、ローマ法学という（共通のプラットフォーム）を考慮しない研究がほとんどである。イエーリングの受容史は、テニース社会学、パウルゼン倫理学、ニーチエ道徳論、レヴィー・ストロース人類学、フェリックス・ダーン紀行文学など多方面に亘る

のだが、本稿では、上記の母権的ロマン主義受容史の流れのなかで第一点として、啓蒙的合理主義に立脚すると考えられているヴェーバーの遺著『経済と社会』⁽⁵⁾はイエーリングの遺著『法における目的』⁽⁶⁾を下敷としこれから目的論的要素を注意深く除去して執筆されたものであることを指摘しておきたい。この点について私はイエーリング『法における目的』の翻訳者として、他方、南フロリダ大学の社会学者シュテファン・ターナー教授はヴェーバー研究の側から同じ結論に達した。第二点として、ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』における職業論（Beruf）は、第一点と同様に、イエーリング『法における目的』を踏襲していることも注目される必要があると考える。第三点として、第一点とも関連するが、（礼儀論）⁽⁷⁾にしてもイエーリングとヴェーバーは問題意識を共有している。法学者イエーリングの父で弁護士であったイエーリングもまた「礼儀論」を執筆していることも興味深い。

礼儀、習俗、道徳などの社会諸規範は、近代合理主義の社会的な実現とともに変質していくイデオロギー的な存在である。近代化の実現は、これらのイデオロギーを破壊し、古いものを新しいものに置き換える、ということでもある。そこでは、混乱と強圧（極貧と富裕、エリートと非エリート、権力掌握者と被支配者、支配者と抵抗者、などの二極分解が社会の各層に生成し、各国間の国際的な外圧を受けつつ国内的な規模において闘争、妥協、競争、

勝利、敗北を経験しつつ、全体としてすこしずつ、生産力の増強、流通過程の拡大、教育の普及、近代的法典の編纂、人間的意識の変革、驚異的な技術的進展などを経て、社会変革が行われていく。この時、経済、政治、法、技術など外的に判断しやすい分野についてはいずれの社会においても観察の蓄積が、膨大な量と質において持たれている。しかし、意識変化や礼儀の変容などは直接に目に見えないものであるだけに、判別がそれほど容易ではなく、これに対応して法、政治、経済などの社会的諸現象に関してはすでに膨大な社会的諸理論が形成されているのに対して、礼儀や習俗の一般理論についての考察は比較的少ない。しかし、近代化を究明することとは、また礼儀、習俗を見出すことに他ならない。イエーリングもヴェーバーもこの点については十分に認識していた。

イエーリングの『法における目的』は、第二巻最終部において「礼儀」を詳細に論じる。イエーリングにおいては、道徳から習俗、慣習が導入され、ライブニッツ、カント、ベンサムらの個人主義的道德理論からエッチングンらの社会的道徳への展開が図られ、社会功利主義のもとで習俗が、葬儀、酒手、乾杯、決闘などの社会的習俗が考察される。そして、礼節、礼儀、礼法が、感覚的な快、不快との関連において論じられ、人体、衣裳、猥褻、食事作法などが肉体的欲望充足の形式として考察される。これらの洞察は、百年前の法律学者の著作としてはまことに驚異的かつ先

駆的な洞察力を示しており、この一世紀間の法律学において例を見出し得ないほどのバースベクトイプを示している。上記のような展開のなかで、礼儀の概念、礼儀の本質、礼儀の現象学が社会的観点から考察され、敬意の概念においては品位、名譽、人格、門地、官名などが論じられる。礼儀の外的モメントと内的モメントとの関連においては、法と道徳との関連において礼儀が考察され、礼儀の現象学へと至る。ここでは、礼式が考察され、人体の象徴学において座ること、立つこと、横たわること、うづくまること、屈むこと、握手すること、儀礼的接吻が考察される。時空の象徴的表現を経て、礼儀の語法のもとでは、裝飾的形容詞、謙遜語、丁寧語、心馳せの保証、歓迎の言葉、願いの言葉などの言語論が展開され、礼儀の文章論では、ドイツ語特有の人称代名詞とくに二人称代名詞と礼儀との関連が論究される。

『ローマ法の精神』と同様に『法における目的』もまたトルソーに終わるが、礼儀、習俗、慣習などの一般理論については、イエーリングの他には、テンニースとマックス・ヴェーバーが発言した以外、とくに顕著な論者は見られない。その後の文化人類学の発達により個別の研究報告は多いが、テンニース『慣習論』(Die Site)を仲立ちにして、イエーリング『法における目的』とマックス・ヴェーバー『経済と社会』が問題意識を共有していることは、ほとんど看過されてきた。

戦後ドイツ社会学のなかで、エリアスによる「文明化の過程」⁽⁶⁾

理論は礼儀の理論を重視し、宮廷社会における礼儀作法の普及が文明化を推進したと主張した。他方、従来の社会諸科学が、近代になって人間的自由が獲得・実現されてきたとすることに対して、エリ阿斯は、礼儀の普遍化によって個々人の自由は束縛され、感情の暴発が抑制されていくことこそ、近代文明の実相である、と主張している。また、この点に関して、H・P・デュルの反論も次々と大作をもって発表されている。このような理論状況において、イエーリング、テンニース、ヴェーバーなどの礼儀理論を再発掘し、それをレヴィ・ストロースの食卓マナー論やエリ阿斯、デュルの礼儀理論に関連させる作業は、必須のものである、と言える。

- (1) 比較思想学会『比較思想研究』第二七号および同号別冊、二〇〇〇年、参照。
- (2) バーゼル大学図書館手稿部に保管されている。
- (3) Weber, Max: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 9 Aufl. 1922, 3 Aufl. 1947, 5 Aufl. 1976 (J. C. B. Mohr, Tübingen).
- (4) Ihering, Rudolph von: *Der Zweck im Recht*, 3 Aufl., Bd. I 1893, Bd. II 1898 (Breitkopf und Haertel, Leipzig). 山口訳『法における目的』(一九九七年、信山社)。
- (5) 比較思想学会報告後の二〇〇一年九月、ロンドンのLSE (London School of Economics and Political Sciences)で開催されたマイケル・オークショット学会に報告者として来英されたターナー教授と直接に意見交換をし、この点に関する確認を深めることがで

きた。Stephen P. Turner and Regis A. Factor, Max Weber, *the Lawyer as Social Thinker*, Routledge 1994.

- (6) Elias, Norbert, *Über den Prozess der Zivilisation*, Francke Verlag, 1969. 赤井他訳『文明化の過程』上、下(一九七七年、法政大学出版局)。

(やまぐち・みちひこ、法文化論、名古屋経済大学教授)